

※「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ※

当社では、りそなグループ内振込 24 時間化に伴い、当座勘定への入金および振込金の受入できる時間を延長し 15 時以降も取扱を可能とします。これにより、平成 27 年 4 月 6 日より、当座勘定規定を一部改定します。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新规定をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

株式会社 りそな銀行

【対象規定】

規定名	改定箇所
当座勘定規定（一般当座用）	第 9 条（支払の範囲）
当座勘定規定（個人当座用）	第 12 条（手数料等の引落し）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第 10 条（支払の範囲）

【改定内容（例）＜当座勘定規定（一般当座用）＞】

改定前	改定後
第 9 条（支払の範囲） ①省略（変更なし） ②手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） ①省略（変更なし） ②呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15 時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当社は責任を負わないものとします。 ③手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第 12 条（手数料等の引落し） ①省略（変更なし） ②省略（変更なし）	第 12 条（手数料等の引落し） ①省略（変更なし） ②省略（変更なし） ③当社が別に定める時限以降に当座勘定に受入れた資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における第 2 項の支払いには充当いたしません。

以上